

## 国民年金保険料免除制度

問 国保年金課年金係 ☎95-9893

7月より令和5年度分（7月～2024年6月）の国民年金保険料の免除申請が可能です。前年中の所得が少ないなど、保険料納付が困難な人は、申請により定額保険料が免除される場合があります。

ホームページID  
4496

前回申請時に継続申請を希望した人は申請の必要はありませんが、被保険者本人、配偶者、世帯主の2022年中の収入が申告済みであることが必要です。また、免除は申請日から2年1か月前の分まで遡って申請することができます。詳しくは、市ホームページを確認してください。

**免除の種類** 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除（一定の所得制限あり）

※新型コロナの影響により大幅に所得が減少した場合には、臨時特例措置として令和4年度免除分（～2023年6月）までは本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより国民年金保険料の免除申請ができます。詳しくは日本年金機構のホームページを確認してください。

## 限度額適用認定証・高齢受給者証の更新

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

## ▼限度額適用認定証・標準負担額減額認定証で窓口負担が軽くなります

限度額適用認定証などは前年中の所得に応じて自己負担限度額を決定するため、毎年8月に最新の所得情報で更新されます。限度額適用認定証が必要な場合は、国保年金課で申請してください（別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要）。

## 限度額適用認定証と標準負担額減額認定証とは？

	内容	対象
限度額適用認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額（食事代や差額ベッド代などを除く）までとなる認定証	国保税を滞納していない人
標準負担額減額認定証	入院時食事代の自己負担分が減額される認定証	市民税非課税世帯のみ

## ▼高齢受給者証の更新

70～74歳の人の高齢受給者証は、前年中の所得に応じて医療費の自己負担割合を決定するため、毎年8月に更新されます。7月下旬に新しい高齢受給者証（橙色）を郵送します。医療機関を受診する際は、保険証と高齢受給者証の両方を窓口で提示してください。

## ▼非自発的失業者の軽減

倒産・解雇・雇い止めなど非自発的な理由で失業した人の国保税を軽減する制度があります。対象者の前年給与所得を、100分の30とみなして国民健康保険税を算定します（昨年度申請済みの人は今年度申請不要）。

**持** 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

マイナンバーを用いた検索結果により、非自発的失業者の軽減を受けられることができると確認できた場合には、雇用保険受給資格者証がなくても手続きすることができます。詳しくは問い合わせてください。

## ▼納付は簡単便利な口座振替で

国保税は原則口座振替による納付をお願いしています。口座振替を希望する人は、通帳と届出印（銀行印）を持参し市内金融機関又は国保年金課で手続きしてください。申込日の2か月後に到来する納期分より引き落としが始まります。口座振替の手続きをしていない人は納付書でも納められます。

国保税は、皆さんの医療費に充てる大切な財源です。納めない人がいると助け合いの仕組みが成り立たなくなります。納期限内に忘れずに納めましょう。